

8月1日(月)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	8月1日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	8月1日(月)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	8月1日(月)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	6月30日(木)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料
- ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金
- ⑩後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

■国民健康保険税の減免申請期限は7月25日(月)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合があります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

□ 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

水道料金(超過料金単価)の改定

激変緩和措置により今年度の超過料金/1m³は次のとおりです。

地区	口径	H28年6月分まで	H28年7月分から H29年6月分まで
六郷畑屋(西部)地区	13mm	101円	121円
	20mm	110円	131円
	25mm以上	155円	166円
仙南(中央、東部、南部)地区	13mm	140円	150円
	20mm	140円	153円
	25mm以上	162円	171円

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

平成28年度国民健康保険税の税率が決定しました

■平成28年度の税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額（所得に応じて計算）	6.6%	2.7%	1.7%
資産割額（固定資産税額に応じて計算）	24.1%	10.9%	8.4%
均等割額（加入者数に応じて計算）	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額（1世帯いくらと計算）	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額（上限額）	54万円	19万円	16万円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方の分が国民健康保険税に算入されます。
65歳以上の方は個人の年金から天引きされます。

■主な変更点

①税率の引き下げ

医療給付費分にかかる所得割額が7.9%から6.6%に、資産割額が28.9%から24.1%に引き下げられました。

②賦課限度額の引き上げ

医療給付費分にかかる賦課限度額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金分にかかる賦課限度額が17万円から19万円に引き上げられました。

③低所得者への軽減制度の拡大

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主およびその世帯の国保加入者の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成28年度は、下記のとおり5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	所得基準額	
	平成27年度	平成28年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+{26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}	33万円+{26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}
2割軽減	33万円+{47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}	33万円+{48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)}

※1 特定同一世帯所属者とは、国保の被保険者から後期高齢者医療制度へ移行した方です。

※2 軽減の判定には、被保険者でない世帯主（擬制世帯主）の方の所得も含まれます。

納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

商工観光交流課

「若者定住促進奨励金」の申請をお忘れなく!

40歳未満の方などが、新規に家屋を取得し美郷町に定住した場合、若者定住促進奨励金を交付します。今年度の事業対象は、平成28年度から新たに固定資産税が課税された家屋（平成27年中に取得した家屋）となっ

ています。7月29日(金)までに忘れずに申請をしてください。奨励金の概要については、広報美郷4月号20ページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909